

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、「地域社会から信頼される会社をめざす」という当社の経営理念のもと、継続的な企業価値の向上を図るべく、経営の健全性・透明性の確保に向けた実効性のあるコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【株主との対話の推進と開示】

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】に記載のとおりです。

【原則1 - 4 政策保有株式】

当社は、企業価値を向上させるための中長期的な視点に立ち、取引先との関係強化や地域貢献の一環として、政策的に必要とする株式について保有しております。当該保有株式については、毎年、取締役会で個別銘柄毎に定性面・定量面から検証を行い、保有合理性がないと判断した株式については縮減を進めております。

政策保有株式の議決権については、当社の企業価値向上に資するかどうか、投資先の株主価値が大きく毀損される事態や重大な懸念事項があるか等を基準に、提案された議案を検討のうえ、適切に行使いたします。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

当社は、当社取締役との間で会社法に定める利益相反取引を行う場合は、取締役会に付議・決議し、事後、結果を取締役に報告することとしております。関連当事者との取引については、年に1回、関連当事者に対して調査票を用いて、取引の有無・取引内容・条件等を確認・把握しております。

【補充原則2 - 4 - 1 社内の多様性の確保】

< 社内の多様性の確保に関する戦略、指標および目標 >

(1) 戦略

人的資本に関する基本的方針については、「広島ガスグループ2030年ビジョン」における基本戦略の一つとして「グループ組織力の強化」を掲げ、本戦略を基に人間力・現場力の育成を進めております。

また、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」に、性別、年齢、学歴、信条等によりなら不当な不利益をこうむることはなく、すべての役職員が多様な価値観を尊重しつつ、誰もが働きやすく能力発揮できる職場環境づくりをめざすことを定めております。

さらに、ワーク・ライフ・バランスへの取り組みや女性活躍推進など多様な人材の活躍推進につながる取り組みを軸とする「働き方改革」を推進しております。

社内環境の整備については、育児・介護休業制度、フレックスタイム制度、テレワーク勤務制度等を導入しており、働きやすい職場環境づくりを推進しております。

人材育成については、役割遂行・業務課題の達成度を公平・公正に評価し適正に処遇に反映させる人事処遇制度や、研修や自己啓発支援などの人材育成制度を構築・運用しております。

上記の詳細については、当社ホームページ内の以下の箇所で公表しております。

広島ガスグループ2030年ビジョン

(https://www.hiroshima-gas.co.jp/com/ir/management/management_06.html)

コーポレート・ガバナンスに関する基本方針

(https://www.hiroshima-gas.co.jp/com/ir/upload_file/m005-m005_07/cg_basic_policy.pdf)

広島ガスグループ このまち思い SDGs実行宣言(「働き方改革」)

(<https://www.hiroshima-gas.co.jp/sdgs/>)

統合報告書(多様な人材の活躍・働きがいの向上に向けた取り組み、41ページから43ページにかけて記載)

(https://www.hiroshima-gas.co.jp/com/ir/library/library_05.html)

(2) 指標および目標

当社における上記(1)で記載した戦略に関する指標および目標につきましては、当社ホームページ内の「広島ガスグループのサステナビリティへの取り組み」においてマテリアリティ(重要課題)として公表しております。

広島ガスグループのサステナビリティへの取り組み(マテリアリティ)

(<https://www.hiroshima-gas.co.jp/com/sustainability/materiality.html>)

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、セミナーへの参加等により、企業年金担当者の人材育成に努めております。

また、当社内に設置する年金委員会において運用受託機関の運用状況について定期的に評価を行うとともに、当社と企業年金の受益者との間に生じうる利益相反について適切に管理しております。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

() 会社の経営理念、経営戦略および経営計画

当社の経営理念、経営戦略および経営計画につきましては、当社ホームページにて次のとおり公表しております。

・広島ガスグループ2030年ビジョン

(https://www.hiroshima-gas.co.jp/com/ir/management/management_06.html)

・統合報告書

(https://www.hiroshima-gas.co.jp/com/ir/library/library_05.html)

・中期経営計画

(https://www.hiroshima-gas.co.jp/com/ir/management/management_02.html)

() コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方につきましては、本報告書「 . 1 . 基本的な考え方」にて公表しております。

コーポレート・ガバナンスに関する基本方針につきましては、当社ホームページにて次のとおり公表しております。

・コーポレート・ガバナンスに関する基本方針

(https://www.hiroshima-gas.co.jp/com/ir/upload_file/m005-m005_07/cg_bacic_policy.pdf)

() 取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

本報告書の「 . 1 . 機関構成・組織運営等に係る事項」のうち、【取締役報酬関係】に記載しております。

() 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

経営陣幹部については、客観性・透明性を確保するため、その半数以上が社外役員で構成される指名委員会での審議を踏まえ、当社グループを率いるに相応しい、高い見識と経営能力を有する取締役を取締役会において選任しております。

また、取締役会は、経営陣幹部について、業績等の評価を踏まえ、その機能を十分に発揮していないと認める場合には、解任を審議しております。

取締役・監査役候補者の指名については、客観性・透明性を確保するため、その半数以上が社外役員で構成される指名委員会での審議を踏まえ、取締役会において、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスおよび多様性を考慮の上、決定しております。(指名委員会の構成員は、報酬委員会と同様。)

() 取締役会が上記()を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補者の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

当社は、経営陣幹部の選解任を行った場合については、東京証券取引所の適時開示基準に則り速やかに公表いたします。

また、取締役および監査役候補者の選任理由については、株主総会招集通知参考書類に個別の選任理由を記載いたします。

【補充原則3 - 1 - 3 サステナビリティを巡る課題についての基本方針の策定等】

当社グループは、2020年10月30日に「広島ガスグループ このまち思い SDGs実行宣言 ~笑顔あふれる未来へのAction~」を策定しました。

「広島ガスグループ2030年ビジョン」達成につながる事業活動と、国連で2030年までの目標として採択されたSDGsを共通の目標と捉え、これまでのCSR活動と世界的な潮流であるESG経営・SDGsの取り組みを一本化して推し進めてまいります。

加えて、2023年に持続可能な社会の実現に向け、広島ガスグループのマテリアリティ(重要課題)を特定し、マテリアリティ(重要課題)への具体的な取り組み状況を、毎年当社ホームページにて発信しております。今後も、目標を設定して実績を管理していくことで、取り組みの向上につなげてまいります。

当社グループがこれまで展開してきたESGを意識した取り組みを強化し続けるとともに、取り組み領域の拡大をめざし、新たな事業を積極的に展開していくことで、グループ一丸となってSDGsの達成に貢献し、さらなる企業成長につなげてまいります。

また、気候変動に関する当社の取り組みにつきましては、TCFD提言の枠組みに基づく開示を実施しております。

当社グループのサステナビリティに関する基本方針および取り組みの内容、マテリアリティならびに気候変動に関する当社の取り組みの内容につきましては、本報告書末尾に参考資料を添付しております。さらに、当社ホームページにて次のとおり公表しております。

・広島ガスグループのサステナビリティへの取り組み

(<https://www.hiroshima-gas.co.jp/com/sustainability/>)

人的資本への投資につきましては、「広島ガスグループ2030年ビジョン」における基本戦略の一つとして「グループ組織力の強化」を掲げており、マテリアリティ(重要課題)として特定した「多様な人材の活躍・働きがいの向上」に向けて、多様で柔軟な働き方やダイバーシティが実現できる環境の整備、DX推進および創造性豊かな人材を育成するための教育・キャリア形成支援の強化を進めております。

さらに当社グループでは、知的財産を重要な経営資源と位置付け、事業戦略に基づき、地域の大学やエネルギー業界をはじめとした業界団体、関連企業(メーカー等)と連携を図り、技術研究開発を推進しております。

合わせて、研究成果に対する権利の確保と活用に積極的に取り組んでおります。

詳細は、有価証券報告書にて開示しています。

(https://www.hiroshima-gas.co.jp/com/ir/library/library_03.html)

【補充原則4 - 1 - 1 取締役会の役割・責務(経営陣に対する委任の範囲)】

当社は、取締役会が決議する事項について、法令または定款に定めがあるもののほか、重要な組織の変更や経営計画等の重要な業務執行に関する事項を「取締役会規則」に定めており、それ以外の業務執行の権限については、社内規程に基づき、社長執行役員・担当執行役員に権限を委譲するほか、日常の業務執行の権限について業務執行部門の組織の長に権限を委譲しております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、取締役会において、会社法上の社外取締役であって、東京証券取引所が定める基準に加え、当社が定める独立性基準を満たす者を独立社外取締役として選任しております。

当社が定める独立性基準につきましては、当社ホームページ内のコーポレート・ガバナンスに関する基本方針の(別紙2)において公表しております。

コーポレート・ガバナンスに関する基本方針

(https://www.hiroshima-gas.co.jp/com/ir/upload_file/m005-m005_07/cg_bacic_policy.pdf)

【補充原則4 - 10 - 1 指名委員会・報酬委員会の独立性に関する考え方・権限・役割等】

経営陣幹部の選解任、取締役・監査役候補者の指名については、客観性・透明性を確保するため、その半数以上が東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たす独立社外取締役および独立社外監査役で構成される指名委員会での審議を踏まえ、取締役会において、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスおよび多様性を考慮の上、決定しております。

また、取締役の報酬額の決定については、客観性・透明性を確保するため、その半数以上が東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たす独立社外取締役および独立社外監査役で構成される報酬委員会において、当社の経営環境、世間水準等を考慮した報酬水準・体系等の審議

を行っており、各対象取締役に対する具体的な報酬額については、報酬委員会での審議を踏まえ、取締役会にて決定しております。

指名委員会および報酬委員会は、各委員会の委員長である取締役会議長(代表取締役会長)が役員の指名や報酬などの経営の重要事項に関して助言を求めることを目的としており、取締役会の諮問機関としての役割を果たしております。

【補充原則4-11-1 取締役会全体としてのバランス・多様性・規模等に関する考え方および取締役の選任に関する方針と手続】

<取締役会全体としてのバランス・多様性・規模等に関する考え方>

当社取締役会は、全体としてのバランス、多様性と適正規模に配慮して構成するよう考え方を定めています。現時点において、営業・導管・製造・管理部門における知識・経験・能力を十分に有する業務執行取締役ならびに高い見識および経営に関する豊富な知識・経験を有する社外取締役により構成されております。また、現時点における取締役総数である12名前後が妥当な「規模」であると考えておりますが、ジェンダーや国際性を含む多様性と両立させる形で検討してまいります。

なお、取締役の選解任に関する方針・手続は前記(原則3-1())のとおりであります。

<取締役の選任に関する方針と手続>

当社は取締役候補者の指名における客観性・透明性を確保するため、その半数以上が社外役員で構成される指名委員会での審議を踏まえ、取締役会において、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスおよび多様性を考慮のうえ、決定しております。

取締役候補者については、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に必要とする専門性と経験を示したスキルマトリックスに照らし、当社取締役に相応しい能力を有する人物を指名しております。また、社外取締役候補者については、当社で定める社外役員の独立性に関する基準を満たす人物を指名しております。

現時点において当社の各取締役が備える専門性と経験(スキルマトリックス)につきましては、本報告書末尾に参考資料を添付しております。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の他の上場会社の役員の兼任状況】

当社取締役および監査役は、その役割・責務を適切に果たすため、当社以外の上場会社の役員を兼任する場合は、合理的な範囲内に留めるよう努めております。

取締役および監査役の兼任状況は、株主総会招集通知の株主総会参考書類にて開示しております。

(https://www.hiroshima-gas.co.jp/com/ir/event/event_01.html)

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価】

当社は、取締役会の実効性向上を目的として、全ての取締役および監査役に質問票を配布し、34の質問項目について4段階での評価を行うとともに、改善すべき点等について意見収集を行いました。

<「取締役会等の実効性評価のためのアンケート」の大項目>

1. 取締役会の構成
2. 取締役会への議案上程の状況
3. 取締役会の開催と通知
4. 取締役会の審議状況
5. 議事録
6. その他(情報提供、株主総会、独立役員、取締役会の独立性・客観性強化)

<結果概要>

アンケートの結果、当社取締役会は、各部門における知識・経験・能力を十分に有する業務執行取締役と、高い見識と経営に関する豊富な知識・経験を有する社外取締役によるバランスのとれた構成のもと、各質問項目に対し概ね適切であるとの回答が得られ、経営の監督と監視に十分な責任を果たしているとの結論が得られました。審議の活性化に繋がる工夫や資料の早期送付、WEB会議による事前説明および補足説明等を実施したため、前事業年度との比較において評価も良化しております。

一方で、各アンケート大項目の中に、さらなる改善の必要性がある項目を確認し、決議・報告資料の適量化と更なる品質向上、事故・不祥事等の重大リスク案件のより適宜・適切な情報共有、取締役会のより効率的な運用方法の追求等を検討・実施してまいります。

今後も、継続的に上記課題に鋭意対応していくとともに、アンケートの継続実施などPDCAを回すことで、さらなる向上を図ってまいります。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、業務執行取締役および常勤監査役に対して、外部研修への参加に加え、定期的かつ継続的に専門家によるコーポレート・ガバナンス、コンプライアンス、法改正等に関するセミナーを開催するなど、当社役員として職務遂行上または経営を監督するうえで必要となる法令等の情報や知識の習得に、継続的に努めております。

社外取締役・監査役に対しては、就任時における事業内容についての説明に加え、就任後においても、当社グループの事業・課題の理解を深めることを目的として、事業施設視察の実施や事業課題に関する説明等を行っております。さらに、事業環境、業界動向等について情報提供できる体制を整備してまいります。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、経営陣幹部およびIR担当役員が中心となって以下のとおり、株主との建設的な対話を積極的に実施します。

- () 当社は、株主等から個別の対話(面談)について要望がある場合には、IR担当部門が対応しますが、必要に応じて、IR担当役員が面談に臨むことを基本方針とし、良好な関係構築に向けて建設的な対話に努めます。
- () 当社は、IR担当役員を株主との対話全般の統括責任者としており、総務部、経理部および経営企画部が連携してこれを補佐しております。
- () 当社は、株主との建設的な対話に関する取組みとして、経営陣幹部および財務担当役員が説明するアナリストを対象とした決算説明会や個人投資家を対象とした会社説明会の開催とともに、当社ホームページへの情報開示等の実施により、当社の経営方針、事業戦略等、事業に関する各種情報を提供し、当社への理解を深めてもらうよう努めております。
- () 当社は、上記説明会等において投資家、アナリストおよび株主から寄せられた意見を、経営陣幹部にフィードバックし、今後の経営に役立てております。
- () 当社は、定期的かつ継続的にインサイダー情報の管理に関する教育を実施しておりますが、特に株主および投資家との対話に関わる担当者は、対話に際してはインサイダー情報の漏洩防止に努めております。

<株主との対話の実施状況等>

2025年度の対話の実施状況は以下のとおりです。

- () 個人投資家や機関投資家に対してIR説明会(2025年度は機関投資家向け:5月・11月)を実施しております。

IR説明会の資料につきましては、当社ホームページにて次のとおり公表しております。

(https://www.hiroshima-gas.co.jp/com/ir/event/event_04.html)

- () 株主に向けては中間報告書(11月発行)や株主通信(6月発行)等、投資家に向けては統合報告書等で広く情報提供を行っております。

さらに、2025年度におきましては、個人株主向けの会社説明会および工場見学会を3月に開催しております。

中間報告書および株主通信ならびに統合報告書につきましては、当社ホームページにて次のとおり公表しております。

- ・中間報告書および株主通信
(https://www.hiroshima-gas.co.jp/com/ir/library/library_04.html)
- ・統合報告書
(https://www.hiroshima-gas.co.jp/com/ir/library/library_05.html)

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】

記載内容	取組みの開示(アップデート)
英文開示の有無	無し
アップデート日付 更新	2026年4月2日

該当項目に関する説明 更新

中期経営計画を策定するために中期経営計画委員会(委員長:代表取締役社長 社長執行役員)を年7回程開催しておりますが、収益計画を作成するにあたって、資本コストについても定期的に算定しており、資本コストを上回る利益を上げられるよう中期経営計画委員会の中で議論して、中期的な収益計画を策定しております。

また、収益計画および成長投資を両立するために広島ガスグループ2030年ビジョン(https://www.hiroshima-gas.co.jp/com/ir/library/library_06.html)において、収益性指標としてROA、ROE、EBITDAを、安全性指標として自己資本比率を、株主還元として配当性向をそれぞれ2030年の目指す姿として開示しております。

さらに、2026年度広島ガスグループ中期経営計画(https://www.hiroshima-gas.co.jp/com/ir/management/management_02.html)において、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた主な取り組みとして、PBR、ROE、PERに関する現状分析、企業価値向上に向けた具体的な取り組み及び中期経営計画期間3年間累計のキャッシュ・アロケーション等を開示しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
岩谷産業株式会社	7,607,428	11.06
明治安田生命保険相互会社	3,855,000	5.60
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,130,300	4.55
株式会社広島銀行	2,840,000	4.13
日本生命保険相互会社	2,376,700	3.45
広島電鉄株式会社	1,860,000	2.70
西部ガスホールディングス株式会社	1,420,000	2.06
千田興業株式会社	1,381,749	2.01
広島ガス自社株投資会	1,298,588	1.88
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,100,000	1.60

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明
――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	3 月
業種	電気・ガス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	5 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
尾崎 裕	他の会社の出身者											
前田 香織	学者											
飯井 康裕	他の会社の出身者								○	○		
部谷 俊雄	他の会社の出身者								○			
谷本 光博	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
尾崎 裕	○	尾崎裕氏は、当社が液化天然ガスを購入している大阪ガス株式会社の相談役であり、2008年4月から2020年12月まで同社の代表取締役就任してました。	尾崎裕氏は、ガス事業の経営に長年従事された豊富な経験と高い見識を有しており、客観的な立場からの意見を当社の経営に活かすため選任しております。なお、同氏は現在および過去において、一般株主と利益相反の生じない高い独立性を備えており、独立した立場からの監督という役割および機能は十分に確保されていることから独立役員として指定しております。

前田 香織	○	——	前田香織氏は、IT分野における学識者としての経験、および幅広い知識と高い見識を有しており、客観的な立場からの意見を当社の経営に活かすため選任しております。なお、同氏は現在および過去において、一般株主と利益相反の生じない高い独立性を備えており、独立した立場からの監督という役割および機能は十分に確保されていることから独立役員として指定しております。
仮井 康裕	○	仮井康裕氏は、当社が圧縮天然ガスの販売を行っている広島電鉄株式会社の代表取締役であり、2026年6月23日開催の当社第172回定時株主総会において、当社の社外取締役に就任しております。また、当社代表取締役の中川智彦氏は、2026年6月26日開催予定の広島電鉄株式会社第117回定時株主総会において、広島電鉄株式会社の社外取締役に就任予定となっております。なお、当社相談役の田村興造氏は、2012年6月28日開催の広島電鉄株式会社第103回定時株主総会において、広島電鉄株式会社の社外取締役に就任し、現在に至っておりますが、2026年6月26日開催予定の同社第117回定時株主総会終結時をもって退任予定となっております。	仮井康裕氏は、事業法人の経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、客観的な立場からの意見を当社の経営に活かすため選任しております。なお、同氏は現在および過去において、一般株主と利益相反の生じない高い独立性を備えており、独立した立場からの監督という役割および機能は十分に確保されていることから独立役員として指定しております。
部谷 俊雄	○	部谷俊雄氏は、株式会社ひろぎんホールディングスの代表取締役であり、当社は同社の子会社である株式会社広島銀行と通常の銀行取引を行っております。	部谷俊雄氏は、金融機関の経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、客観的な立場からの意見を当社の経営に活かすため選任しております。なお、同氏は現在および過去において、一般株主と利益相反の生じない高い独立性を備えており、独立した立場からの監督という役割および機能は十分に確保されていることから独立役員として指定しております。
谷本 光博	○	谷本光博氏は、当社の筆頭株主である岩谷産業株式会社の相談役であり、2017年4月から2020年3月まで同社の代表取締役に就任しておりました。	谷本光博氏は、エネルギー事業の経営に長年従事された豊富な経験と高い見識を有しており、客観的な立場からの意見を当社の経営に活かすため選任しております。なお、同氏は現在および過去において、一般株主と利益相反の生じない高い独立性を備えており、独立した立場からの監督という役割および機能は十分に確保されていることから独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 [更新](#)

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名委員会	9	0	2	5	0	2	社内取締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	報酬委員会	9	0	2	5	0	2	社内取締役

補足説明 [更新](#)

当社は、取締役の選解任および監査役の選任ならびに取締役の報酬に関する事項について、指名委員会および報酬委員会を設置し審議しております。

指名委員会および報酬委員会は、社外委員7名(社外取締役5名、社外監査役2名)および社内委員2名(代表取締役2名)で構成されております。

なお、指名委員会および報酬委員会の委員長(議長)は、取締役会の議長(代表取締役会長)が務めることとしております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人については、有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結しております。監査役、会計監査人および監査部は、監査方針および監査報告等について定期的に会合を持ち、意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
秋田 智佳子	弁護士													
道永 幸典	他の会社の出身者													

- 会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
秋田 智佳子	○	—	秋田氏は、監査の独立性を強化するとともに、法律の専門家としての知識、経験を当社の監査に活かすため選任しております。なお、同氏は現在および過去において、一般株主と利益相反の生じない高い独立性を備えており、独立した立場からの監査という役割および機能は十分に確保されていることから独立役員として指定しております。

道永 幸典	○	_____	道永氏は、監査の独立性を強化するとともに、ガス事業の経営に長年従事された豊富な経験と高い見識を当社の監査に活かすため選任しております。なお、同氏は現在および過去において、一般株主と利益相反の生じない高い独立性を備えており、独立した立場からの監査という役割および機能は十分に確保されていることから独立役員として指定しております。
-------	---	-------	---

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	7 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす者全てを独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

2020年6月24日開催の定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

役員報酬の内容（2025年度支払分）
取締役（支給人数12名）に支払った報酬等の額 313百万円（うち社外取締役4名 28百万円）
監査役（支給人数4名）に支払った報酬等の額 48百万円（うち社外監査役2名 14百万円）

上記支給額には、2025年6月23日開催の第171回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名の報酬額ならびに2026年3月31日付で辞任した取締役1名の報酬額を含んでおります。

上記取締役の報酬等の額には、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した額（31百万円）を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、株主の皆さまとの利益意識の共有の実現に資する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

2. 報酬体系およびその内容に係る決定の方針

取締役の報酬は、固定報酬としての「基本報酬」と当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、2020年5月開催の取締役会にて導入決議された「譲渡制限付株式報酬」によって構成されております。取締役の報酬額の決定に際して、客観性・透明性を確保するため、その半数以上が社外役員で構成される報酬委員会において、当社の経営環境、世間水準等を考慮した報酬水準・体系等の審議を行っております。

基本報酬については、報酬委員会による審議を踏まえ、2009年6月24日開催の第155回定時株主総会で承認された年額360百万円(うち社外取締役は48百万円)の範囲内で、各取締役に対して月例報酬として支給しております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は、10名(うち社外取締役は4名)であります。

譲渡制限付株式報酬については、2020年6月24日開催の第166回定時株主総会において、当社の取締役(社外取締役を除く)に対して、譲渡制限付株式付与のための報酬を上記の報酬枠とは別枠の年額72百万円以内(ただし、当社が対象取締役に對して発行または処分する普通株式の総数は、年230,000株以内)で支給することが承認されており、各対象取締役に對する具体的な報酬額については、報酬委員会での審議を踏まえ、取締役会にて決定しております。なお、当該定時株主総会終結時点の対象取締役の員数は、7名であります。

また、譲渡制限付株式報酬の割合については、概ね基本報酬の10%～20%の範囲内で決定しております。

社外取締役の報酬については、業務執行を担わず客観的立場から経営への監督および助言を行う役割であることを勘案し、固定報酬のみとしております。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

各取締役の基本報酬は、報酬委員会による審議を踏まえ、社外・社内(業務執行の有無)の別、代表権の有無、職位および在任年数等を勘案し、取締役会における代表取締役一任の決議に基づき、代表取締役が決定しております。

また、社外取締役を除く各取締役への譲渡制限付株式報酬は、報酬委員会による審議を踏まえ、代表権の有無、職位および在任年数等を勘案の上、取締役会にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

必要に応じて、資料の事前送付および事前説明を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
田村 興造	相談役	経営全般に関わる諸課題への助言および指導、外部団体の役員等、社会貢献的な活動	非常勤・報酬あり	2024/3/31	1年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1 名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

< 取締役会 >

「取締役会」は、社外取締役5名を含む12名で構成されており、原則として月1回、また必要に応じて開催しております。取締役会においては、業務執行に関する会社の意思決定を行うとともに、業務執行権限のある取締役および執行役員の業務の執行状況を監督しております。また、グループ会社の経営状況の報告も行われ、経営全般の監督を行っております。

< 経営会議 >

「経営会議」は、業務執行取締役6名、常勤監査役2名、執行役員8名で構成されており、原則として月2回、また必要に応じて開催しております。

経営会議においては、取締役会から委譲された権限の範囲内で代表取締役の意思決定を行うとともに、当社の経営企画部長が委員長を務める「グループマネジメント委員会」からグループ会社の業務の執行状況および経営状況の報告を受け、経営の監督を行っております。

< 監査役会 >

「監査役会」は、社外監査役2名を含む4名で構成されており、原則として月1回、また必要に応じて開催しております。各監査役は、監査役会が定めた監査方針および監査計画等に基づき実施する調査や取締役会等の重要な会議へ出席し、業務および財産の状況調査を通じて、取締役の職務の執行を監査しております。また、グループ会社については、必要に応じてグループ会社から事業の報告を求めるとともに、業務および財産の状況を調査しております。

< 監査部 >

「監査部」は、年間監査計画等に基づき、業務活動が法令、内部規程等に則り適正かつ効率的に実施されているか監査し、その結果を社長、経営会議、取締役会および監査役会に報告するとともに、社内組織に助言・勧告を行っております。

< 監査役機能強化に係る取組み状況 >

当該取組み状況については、「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の【監査役関係】の項に記載しております。

< 指名委員会・報酬委員会 >

当社は、取締役の選解任および監査役の選任ならびに取締役の報酬に関する事項については、客観性・透明性を確保するため、その半数以上が社外役員で構成される指名委員会および報酬委員会での審議を踏まえて決定することとしております。

指名委員会および報酬委員会は、社外委員7名(社外取締役5名、社外監査役2名)および社内委員2名(代表取締役2名)で構成されております。

なお、指名委員会および報酬委員会の委員長(議長)は、取締役会の議長(代表取締役会長)が務めることとしております。

また、当社は、社外取締役および社外監査役の全員との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、経営の客観性・透明性を高め、取締役会の監督機能を強化するため、取締役12名中5名を社外取締役としており、監査役については、監査の独立性を強化するため、監査役4名中2名を社外監査役としております。

また、執行の迅速化および経営と執行の分離を図るため、執行役員制度を採用するとともに、各事業年度の責任を明確にするため、取締役および執行役員の任期を1年とするなど、継続的な企業価値の向上に資するガバナンス体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期限よりも3営業日以上前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	第172回定時株主総会は、2026年6月23日に開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネット等の電磁的方法により議決権を行使することができる電子投票制度を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	株式会社「C」が運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」を採用しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知および参考書類を英文で提供しております。
その他	・招集通知を当社ホームページに掲載しております。 ・ビデオ上映やパワーポイントを利用するなど、株主総会のビジュアル化を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会を年2回程度開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト向け説明会を年2回(中間、期末決算発表時)開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	URL: https://www.hiroshima-gas.co.jp/com/ir/ 決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、統合報告書等をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	サステナビリティの課題については、「広島ガスグループは、事業活動を通じてエネルギーと資源の効率的利用を追求するとともに、地域・地球環境保全を推進し、社会の持続可能な発展に貢献する」という理念の下、広島ガスグループとしての「環境行動指針」を策定しております。具体的には、お客さま先での環境負荷の低減、事業活動における環境負荷の低減、地域環境保全への貢献などを行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループの事業は、都市ガス、LPガス等のベストミックスによる安定的かつ安全なエネルギー供給を含む適正なサービスの提供を使命とする極めて高い公共性と社会的責任を有しているものと考えております。

この社会的使命を遂行し、お客さま、株主、投資家、従業員等の全てのステークホルダーの信頼に応え、継続的な企業価値の向上を図るため、当社では、下記のような内部統制システムを整備しております。

取締役会は、取締役会およびその他の経営組織が内部統制において果たすべき役割と、現在構築されている内部統制の内容を確認し、今後とも絶えざる見直しによって内部統制を含むコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

記

1. 取締役の職務の執行が法令および定款等に適合することを確保するための体制

- (1) 社会規範に沿った業務運営・企業倫理遵守の徹底を図るため、「広島ガスグループ経営理念」、「広島ガスグループ行動宣言」を定めるとともに、その拠り所として「広島ガスグループ社員行動指針」を定め、取締役および執行役員はこれを率先して実践するとともに、従業員にこれを遵守させる。
- (2) 取締役会は、「内部統制制度の方針」を決定し、業務執行取締役および執行役員による内部統制システムの整備状況を監督する。
- (3) 業務執行取締役は、取締役会が決定した「内部統制制度の方針」に基づき、内部統制システムを整備する役割と責任を負う。
- (4) 取締役会の監督機能および監査役会の監査機能を強化し、取締役の業務執行への助言を行うため、独立性を確保した社外取締役、社外監査役をそれぞれ複数名選任する。
- (5) 取締役・監査役候補者の指名および取締役の報酬等については、客観性・透明性を確保するため、その半数以上が社外役員で構成される指名委員会および報酬委員会において審議する。
- (6) 財務報告の信頼性を確保するため、規程等を整備し、会計基準その他関係諸法令の遵守を徹底するとともに、「財務報告に係る内部統制制度の方針」に基づき、体制の整備・改善に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役会議事録、稟議書および契約書等、取締役の職務の執行に係る重要な情報については、その保存媒体に応じて「文書管理規程」および「情報セキュリティ規程」に基づき、適切に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、「取締役会規則」に基づき、原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催する。
- (2) 執行の迅速化および経営と執行の分離を図るため、執行役員を置く。
- (3) 経営に関する重要事項については、業務執行取締役、執行役員および常勤監査役で構成する経営会議において審議する。また、重要事項に関する事前の審議・調整を行うための会議体を必要に応じて設置する。
- (4) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」および「権限規程」に基づき実行する。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 経営に重要な影響を与えるリスクについては、定期的にまたは必要に応じて、リスクの抽出・評価および対応策の策定を行い、経営会議において審議するとともに、取締役会に報告する。
- (2) ガス供給の安定性・安全性を阻害するような地震等(台風、洪水、高潮、津波、火災、停電時等を含む)の大規模な自然災害によるリスクに対しては、予め規程化している「地震等防災対策要領」に基づき、災害発生時の緊急情報連絡体制・指揮命令体制等を整備しており、定期的な想定訓練を実施し、被害拡大の最小化を図る。

5. 従業員の職務の執行が法令および定款等に適合することを確保するための体制

- (1) 法令、「広島ガスグループ経営理念」、「広島ガスグループ行動宣言」および「広島ガスグループ社員行動指針」等の遵守を図るため、当社およびグループ会社における業務の適正確保を目的として、「内部統制推進委員会規程」に基づき内部統制推進委員会を設置する。
- (2) 「広島ガスグループコンプライアンス規程」に基づき、定期的にコンプライアンス教育および意識調査を実施することにより、従業員にコンプライアンス意識を根付かせ、法令違反等を許さない企業風土を醸成する。
- (3) 社長および2名の社外弁護士で構成する企業倫理委員会を設置し、コンプライアンス施策の決定および制度の運用状況の把握と是正策について協議する。
- (4) 当社グループの従業員が、直接、企業倫理委員会の委員等に相談・報告することができる広島ガスグループ相談報告制度を導入し、自浄機能の強化を図る。
- (5) 執行部門から独立した監査部を設置し、「内部監査規程」に基づき、当社およびグループ会社における会計、業務、コンプライアンス、情報システムおよびリスク管理等に係る諸状況を監査し、結果を社長、経営会議、取締役会および監査役会に報告する。

6. 子会社を含む企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社およびグループ会社の代表者で構成する広島ガスグループ代表者会議を設置し、重要な経営政策等の協議を行い、迅速な方針展開と情報の共有化を図る。
- (2) グループ会社の業務執行については、執行の基準となる規程の整備等を通じてリスクを未然に防止するとともに、主要な連結対象会社の役員を親会社の役員が兼務することにより、各社の取締役会を通じて職務の執行状況を直接把握し監督する。また、経営に関する重要な事項については、グループマネジメント委員会において事前審議を行い、その結果について経営会議において報告を受ける。
- (3) グループ会社におけるコンプライアンス体制の適切な整備・運用の推進を監督し、コンプライアンス活動の実効性を高めるため、内部統制推進委員会を補完する機関として、当社およびグループ会社のコンプライアンス担当部門長ならびに監査部長で構成する広島ガスグループコンプライアンス協議会を設置する。
- (4) 監査部は、会計監査人、監査役およびグループ会社監査役と密接な連携を保ち、効率的かつ有効なグループ会社監査を実施し、結果を社長、経営会議、監査役会、取締役会、当該グループ会社の取締役および監査役に報告する。

7. 監査役職務を補助すべき従業員に関する事項、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項、および監査役の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役職務を補助するため、業務執行から独立した監査役スタッフを置く。
- (2) 監査役スタッフは、監査役の指示のもとで職務を執行し、その異動・評価の決定にあたっては、監査役の同意を要する。

8. 取締役および従業員が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、および監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制
- (1) 監査役会は、原則として月1回開催するほか、必要に応じて開催し、監査の方針等について協議し、監査情報を共有する。
 - (2) 監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち意見交換するほか、当社およびグループ会社の取締役、執行役員および従業員に対して、業務執行状況の報告を求めることができる。
 - (3) 当社およびグループ会社の取締役、執行役員および従業員が、法令および定款等に違反する重大な事実、不正行為または当社およびグループ会社の経営に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
 - (4) 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他の重要な会議または委員会へ出席し、必要があると認めたときは意見を述べるとともに、重要な会議の議事録、業務執行に関する重要情報を閲覧することができる。
 - (5) 監査役は、社外取締役、グループ会社監査役と定期的に会合を持ち、情報を共有するとともに、意見を交換する。
 - (6) 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、会計監査人から財務報告に係る内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、意見および情報交換を行うほか、必要に応じて、会計監査人に対して報告を求めることができる。
 - (7) 監査役は、監査部およびグループ会社内部監査部門から当社およびグループ会社の監査結果について定期的に報告を受け、必要に応じて調査を求めることができる。
9. 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 監査役に報告した当社およびグループ会社の取締役、執行役員および従業員に対し、当該報告をしたことを理由とした不利な取扱いを行うことを禁止する。
10. 監査役職務の執行によって生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- (1) 監査役から職務の執行について生ずる費用の請求を受けた場合は、これを負担する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、「広島ガスグループ社員行動指針」において、法令や社会的規範を遵守し、良き企業市民として行動することを行動原則のひとつと定め、反社会的勢力との一切の取引を禁止する旨を明示し、遵守の徹底を図っている。

この指針に基づき、反社会的勢力との関係断絶をコンプライアンス上の重要項目として位置付け、グループ各社に対応統括部署を設置し、取引防止のための対応を行っている。

また、財団法人暴力追放広島県民会議に所属し講習会に出席するなど、情報の収集に努めているほか、事案の内容によっては、警察署や法律事務所等の外部機関とも連携し、具体的な対応方法を決定している。

その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無	なし
----------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

1. 会社情報の適時開示に関する基本方針

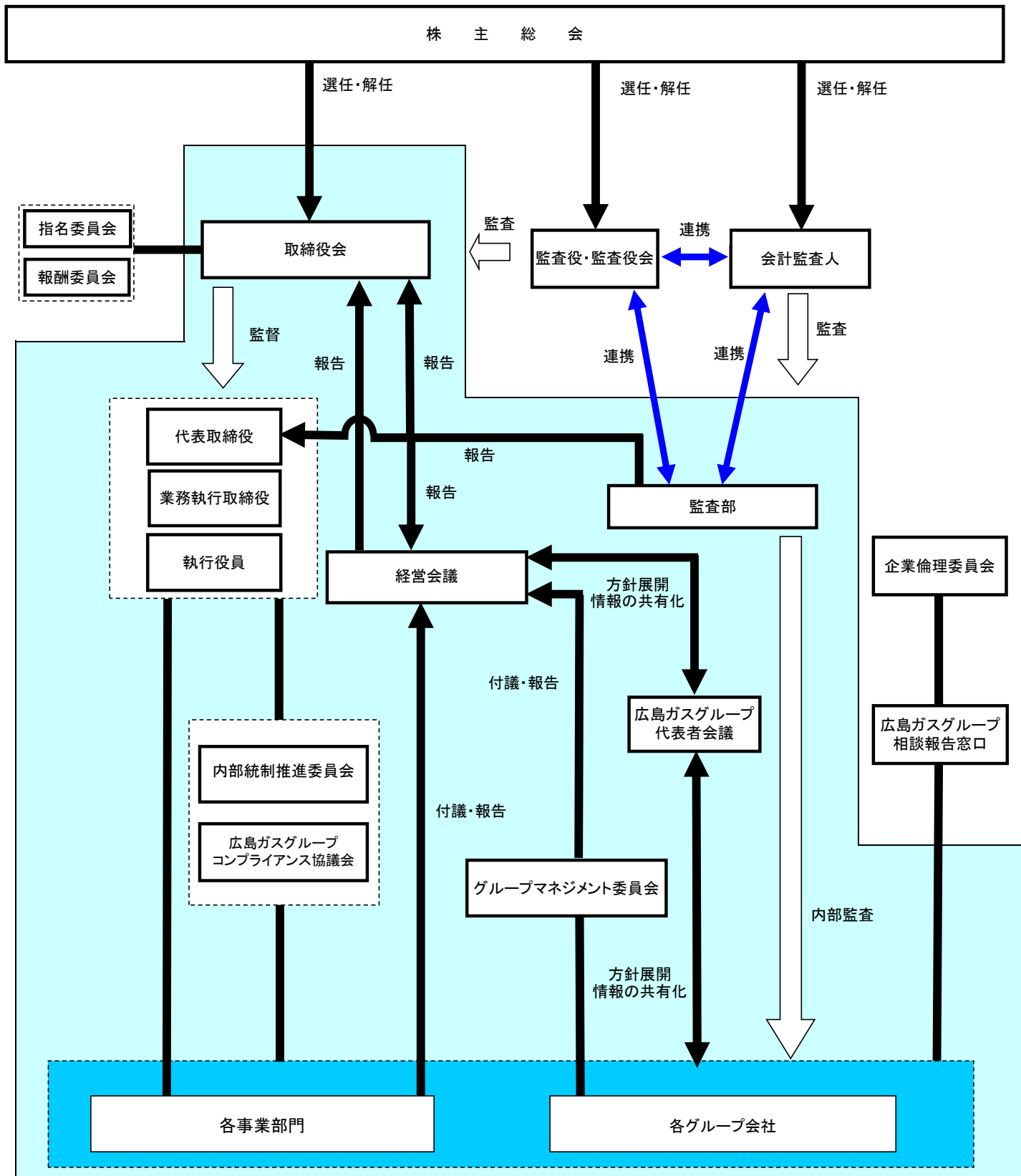
当社は、株主・投資者の皆様への投資判断に重要な影響を与える会社の業務、運営または業績に関する情報については、情報の重要性、情報の開示の時期等を適切に判断し、全ての株主・投資者の皆様に対して、公平、正確かつ迅速に会社情報を伝達するよう努めております。

このため、適時開示の対象となる重要情報の取扱いについては、内部者取引規制における重要事実を管理する社内規程（インサイダー取引防止規程）を定めるなど、社内体制の整備を進めております。

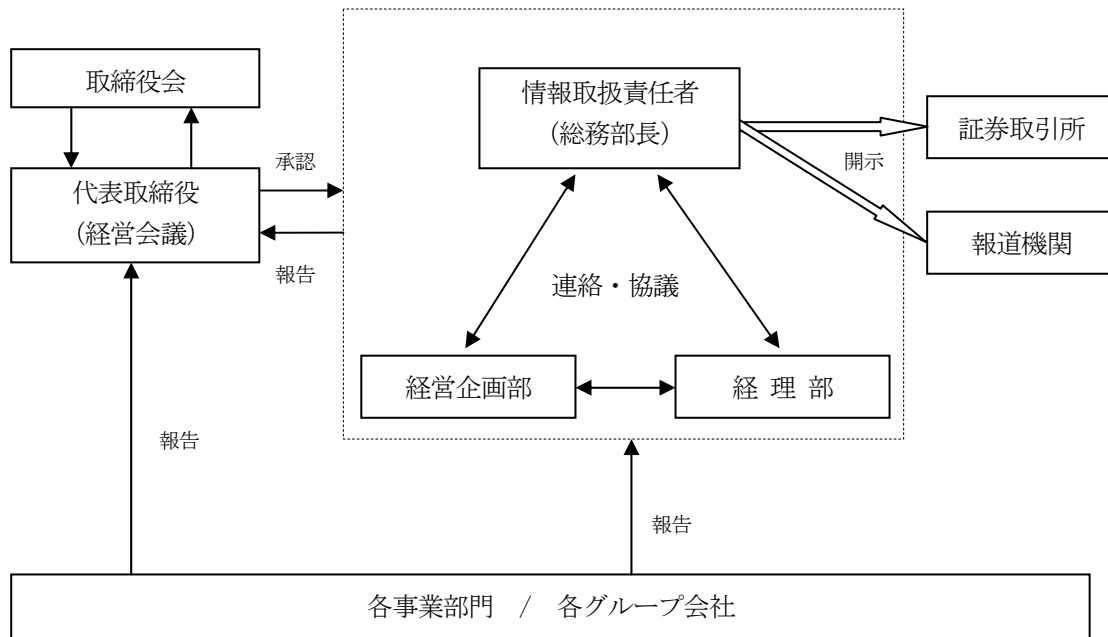
2. 会社情報の適時開示に関する社内体制

- 当社は、社内規程により、東京証券取引所の適時開示規則に定める適時開示情報に該当すると疑われる情報について、漏洩、紛失等が発生しないよう、当社役職員に対し情報の厳格な管理を実施させております。
- 適時開示に係る会社情報について、情報取扱責任者である総務部長は、適時開示の必要性、開示時期および方法について経理部および経営企画部と協議し、証券取引所および報道機関へ適時適切に開示しております。
- 各事業部門および各グループ会社から経営会議へ付議・報告される事項については、予め情報取扱責任者である総務部長に伝達されることとしており、開示情報の見落とし等の防止に努めております。
- 適時開示に係る会社情報のうち、重要な情報については、原則として代表取締役の承認を得て開示することとしております。

コーポレート・ガバナンス体制の概略図



<適時開示に関する模式図>



参考資料

<補充原則 3-1-3、4-2-2 関連>

サステナビリティを巡る課題についての基本方針の策定等

当社グループは、2020年10月30日に「広島ガスグループ このまち思い SDGs 実行宣言 ～笑顔あふれる未来へのAction～」を策定しました。

「広島ガスグループ 2030年ビジョン」達成につながる事業活動と、国連で2030年までの目標として採択されたSDGsを共通の目標と捉え、これまでのCSR活動と世界的な潮流であるESG経営・SDGsの取り組みを一本化して推し進めてまいります。

当社グループがこれまで展開してきたESGを意識した取り組みを強化し続けるとともに、取り組み領域の拡大をめざし、新たな事業を積極的に展開していくことで、グループ一丸となってSDGsの達成に貢献し、さらなる企業成長につなげてまいります。

広島ガスグループ このまち思い SDGs 実行宣言 ～笑顔あふれる未来へのAction～

広島ガスグループは、「地域社会から信頼される会社をめざす」という経営理念に基づき、実効性のあるコーポレート・ガバナンスに取り組み、国連が提唱する「持続可能な開発目標」に賛同し、「このまち思いエネルギー。」という企業スローガンのもと、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。



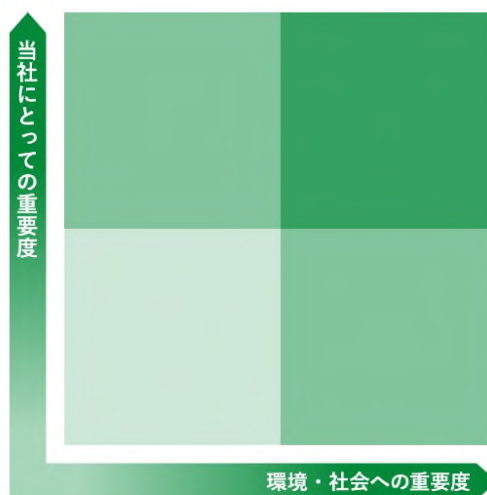
2030 年ビジョン	2030 年ビジョンに共通する SDGs 実行宣言の重点取り組み項目	実現に向けた主な取り組み
＜基本方針 1＞ 経営施策を通じた感動追求 1. 経営理念に基づいた事業活動の展開 2. 企業の社会的責任（CSR）	【地域社会への貢献】 【環境保全】	【地域社会への貢献】 ・地域の文化・芸術、スポーツ振興への貢献 ・防災教育・次世代教育・子ども食堂等の取り組みの推進 ・国際平和都市広島への貢献(二国間交流団体による国際交流支援活動等) 【環境保全】 ・再生可能エネルギーの普及拡大 ・地域環境保全活動の推進 ・森林保全活動の推進
＜基本方針 2＞ エネルギーサービスを通じた感動追求 1. お客さまニーズの多様化によるサービス競争への対応 2. エネルギーサービスの追及	【エネルギーの普及拡大・安定供給】	【エネルギーの普及拡大・安定供給】 ・ガス体エネルギー（天然ガス・LPガス）の普及拡大と高効率利用の推進 ・電力小売事業の拡大 ・デジタル技術を活用したお客さまサービスの充実 ・新規事業の展開
＜基本方針 3＞ 安心を通じた感動追求 1. 地域社会の皆さまが日頃から安心して生活頂ける環境整備 2. 提供するエネルギーやサービスに対しての安心	【エネルギーの普及拡大・安定供給】	【エネルギーの普及拡大・安定供給】 ・ライフラインであるガス導管を通じての安定供給の強化 ・保安レベルの向上、災害対策およびレジリエンス機能の強化
＜基本方針 4＞ 人とのつながりを通じた感動追求 1. 広島ガスグループの強みを生かした事業展開 2. 人材育成と従業員価値の向上	【働きやすい社会のために】	【働きやすい社会のために】 ・働き方改革の推進 ・労働安全衛生体制の充実 ・人材育成への取り組み

【マテリアリティ】

広島ガスグループは、「地域社会から信頼される会社をめざす」という経営理念のもと、地域の皆さまにエネルギーを安定的、かつ安心して安全にお使いいただくという、社会的責任の高い事業を行っています。その事業遂行そのものが、大きな「社会的責任」であり、事業活動を通じてSDGsの達成に幅広く貢献したいと考えています。

持続可能な社会の実現に向け、広島ガスグループのマテリアリティ(重要課題)を特定しました。目標を設定して実績を管理していくことで、活動の改善や取り組みの向上につなげてまいります。

- STEP 1 重要課題の整理**
経営理念および経営戦略(ビジョン)や中期経営計画の検討の際に重視した重要課題から抽出しました。重要課題の項目については、中期経営計画委員会を通して各部門からの意見も反映いたしました。
- STEP 2 位置付け評価**
STEP1で抽出された重要課題の項目について、「広島ガスグループにとっての重要度」と「環境・社会への重要度」という視点に基づき、抽出したマテリアリティ項目について、位置付け評価を行いました。
- STEP 3 マテリアリティの特定**
STEP2で抽出した内容について、当社グループのマテリアリティ案として整理し、関連部門と協議の上、目標を決定しました。その内容について、中期経営計画委員会にて議論した後、経営会議、取締役会で審議し、マテリアリティを特定いたしました。
- STEP 4 今後の取り組み**
当社ホームページに「サステナビリティ」のページを開設し、特定したマテリアリティについて開示を行いました。
今後も、サステナビリティ情報開示の拡充や、マテリアリティや目標の見直しなどPDCAサイクルをまわし、取り組みを推進してまいります。



7つのマテリアリティ



マテリアリティに対する指標・目標

マテリアリティ (重要課題)	指標	目標	達成年度
脱炭素社会への貢献	都市ガス販売量	750 百万 m ³ ※1	2030 年度
	LP ガス販売量	120 千 t	2030 年度
	電力需要量	350 百万 kWh(100,000 件※2)	2030 年度
	CO ₂ 排出削減貢献量	30 万 t/年※3	2030 年度
	再生可能エネルギー電源取引量	6 万 kW※4	2030 年度
	広島ガス事業所・製造所における CO ₂ 削減量	50%削減※5 (2013 年度比)	2030 年度
	カーボンニュートラル投資額※6	着実な推進	
デジタル技術を活用した社会課題の解決	DX による業務の削減時間数※6	累計 54,000 時間の削減	2030 年度
多様な人材の活躍・働きがいの向上	採用人数に占める女性比率	30%以上	目標水準の維持
	キャリア採用の実施※7	3 人以上/年	2026 年度
	障がい者雇用率	2.7%※8	2026 年度
	女性の管理職昇格比率	30%以上	2030 年度
	有給休暇取得率	70%以上	2027 年度
	男性の育児休業等取得率 (配偶者出産時の特別休暇を含む)	100%	目標水準の維持
	・個々のキャリアプランを意識できる 制度の確立 ・キャリアプランに合わせた教育プログラムの充実	着実な推進	
地域のエネルギー供給事業者として健全な発展	連結経常利益	70 億円規模	2030 年度
	事業構成比※9	都市ガス事業：70% LPG 事業：20% その他事業：10%	2030 年度
ガバナンス・コンプライアンスの推進	重大な法令違反件数※6	重大な法令違反件数 0 件/年の継続	
エネルギーの安定供給	重大な事故件数※6	重大な事故件数 0 件/年の継続	
	ガス管の耐震化率	95%	2030 年度
	LNG 確保・安定供給維持に向けた対応の充実化	原料在庫不足 0 件/年の継続	
地域社会への貢献	社会貢献活動実績※10	着実な推進	

※1 LNG 販売・CNG 販売を含む

※2 () 内は、需要家件数

※3 当社およびお客さま先における 2030 年度時点での CO₂排出削減貢献量(2021 年度～)

※4 太陽光、風力、バイオマスなど固定価格買取制度(FIT)の適用電源を含む
(対象会社：広島ガスグループ)

※5 ※3 の CO₂排出削減貢献量に含む

※6 対象会社：広島ガスグループ

※7 2024～2026 年度の 3 年間で累計 9 人のキャリア採用目標

※8 法定雇用率が 2026 年度にかけて 2.7%まで段階的に引き上げられる予定であり、2026 年度までに達成を目指す目標

※9 売上高比率

※10 環境・社会貢献に関する啓発・PR 活動の参加人数

「マテリアリティ」の詳細につきましては、当社ホームページをご覧ください。

<https://www.hiroshima-gas.co.jp/com/sustainability/materiality.html>

【SDGs 重点取り組み項目】

1. エネルギーの普及拡大・安定供給

基幹事業であるガス体エネルギーの普及拡大・高効率利用・安定供給等を通じて、持続可能な社会に貢献してまいります。



2. 地域社会への貢献

広島ガスグループは、これまで110年以上にわたって、地域の皆さまと共に歩んでまいりました。今後もこのまちとのパートナーシップを推進し、地域社会の発展に貢献してまいります。



3. 環境保全

環境にやさしい天然ガスの普及拡大に加え、バイオマスエネルギーをはじめとする再生可能エネルギーの普及拡大や、森林保全活動の推進を通じて、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。



4. 働きやすい社会のために

労働安全衛生の取り組みの充実を図り、一人ひとりが働きがいをもって仕事に取り組み、成長し、活気のある職場環境の実現に力を入れてまいります。



【環境保全活動の基本的な考え方】

広島ガスグループ環境基本理念

広島ガスグループは、事業活動を通じてエネルギーと資源の効率的利用を追求するとともに、地域・地球環境保全を推進し、社会の持続可能な発展に貢献する。

広島ガスグループ環境行動指針



【サステナビリティ推進体制】

当社グループのサステナビリティ推進体制については、「環境・社会性」と「経済性」を両立させたサステナブルな ESG 関連事業の推進を目的として、経営企画部の環境関連事業と総務部の環境・社会貢献関連事業を統合した「環境・社会貢献部」を 2021 年 4 月に新設し、当該部門を中心に関連部門が連携して推進しています。

「広島ガスグループ 2030 年ビジョン」「広島ガスグループ このまち思い SDGs 実行宣言 ～笑顔あふれる未来への Action～」の詳細につきましては、当社ホームページをご覧ください。

＜広島ガスグループ 2030 年ビジョン＞

https://www.hiroshima-gas.co.jp/com/ir/management/management_06.html

＜広島ガスグループ このまち思い SDGs 実行宣言 ～笑顔あふれる未来への Action～＞

<https://www.hiroshima-gas.co.jp/sdgs/>

<補充原則 3-1-3 関連>

気候変動関連のリスク・機会および取り組み

1. 【ガバナンス】

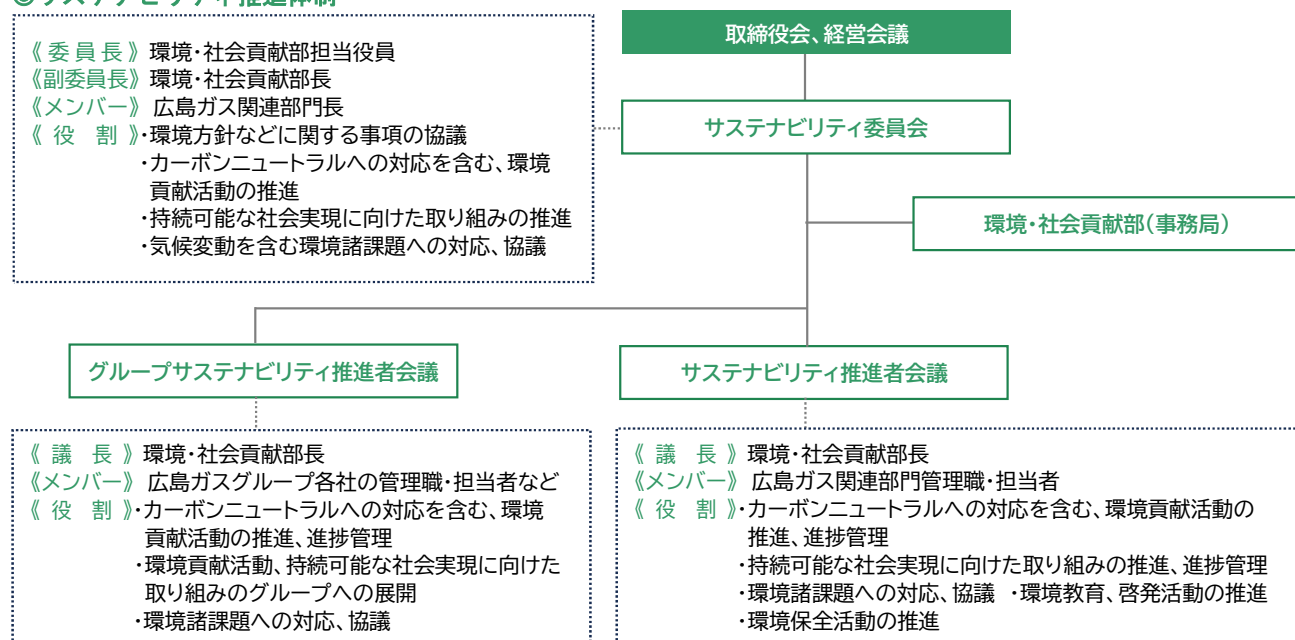
当社グループは、気候変動等の事業におけるリスク対応を経営の最重要課題の一つであると認識しています。リスク管理規程に基づき想定されたリスクへの対応状況を、定期的に経営会議（議長：代表取締役社長 社長執行役員）および取締役会（議長：代表取締役会長）へ上程しています。また、中期経営計画の見直しは毎年行っており、年7回程度開催される中期経営計画委員会（委員長：代表取締役社長 社長執行役員）においてリスク・対策について、議論しています。

サステナビリティ推進体制については、関連部門長等を委員とする「サステナビリティ委員会」のもと、グループを挙げて施策を展開しています。

[サステナビリティ推進体制]

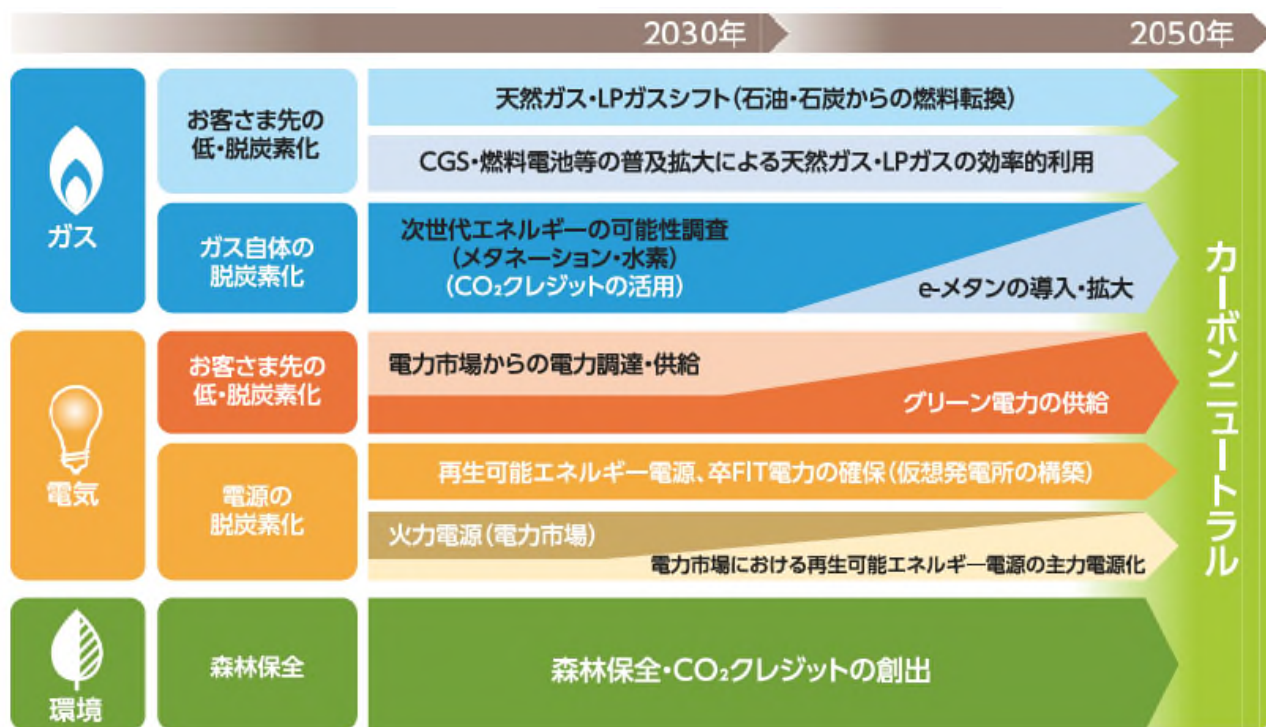
カーボンニュートラルへの対応を含む環境貢献活動の推進、環境方針等に関する事項の協議、持続可能な社会実現に向けた活動の推進、環境諸課題の協議対応を行う機関として、「サステナビリティ委員会」を年2回程度開催し、審議内容については必要に応じて取締役会および経営会議へ報告する体制としています。

◎サステナビリティ推進体制



2. 【戦略】

当社グループは、2021 年 11 月に策定した「2050 年カーボンニュートラルへの取り組み」を掲げており、今後もこれまでの取り組みを一層加速させ、グループ一丸となって SDGs の達成、さらにその先の 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて挑戦してまいります。



気候変動の顕在化はガス事業を行う当社グループにとって大きなリスクになるものの、これまで進めてきた ESG 関連の取り組みを拡大することで、省エネ・省 CO₂に貢献する機会にもなります。

下記は、当社グループにおける気候変動に関わるリスク、機会とその対応策の一例です。

分類	影響（リスク/機会）	対応策
政策・法規制	炭素税の導入 リスク：ガス体エネルギーへの炭素税負担 機会：ガス体エネルギー需要の増加	・重油、石炭等と比較し、相対的に低炭素な天然ガス、LP ガスシフトの推進
	カーボンニュートラル・再生可能エネルギー導入政策の推進 リスク：当社のガス販売量減少および電力小売の継続不可 機会：再生可能エネルギーの導入、需要拡大	・再生可能エネルギー電源の導入推進（バイオマス発電、太陽光発電、小水力発電、小型風力発電等） ・カーボンオフセットガスの導入促進 ・グリーン電力の使用および小売 ・森林保全による CO ₂ 削減貢献
	環境価値（Jクレジット等）の需要変化 リスク：ルール変更やダブルカウント判明等による保有環境価値の無効化 機会：環境価値の調達、保有状況在庫管理	・情報収集活動の継続 ・確実なトラッキングシステムの活用と適正管理
技術	AI/IoT の進展 機会：AI/IoT を用いたエネルギーサービス拡大	・スマートエネルギーシステムの普及構築 ・仮想発電所の構築
	脱炭素化技術のイノベーション リスク：技術への投資額増加 機会：新規技術を活用した新たな事業展開	・次世代エネルギー（メタネーション・水素）利用技術の可能性調査・研究 ・産学官連携によるメタネーション実証研究 ・LAES 商用実証の開始（廿日市工場）
	既存製品の低炭素技術への入れ替え 機会：低炭素設備・機器の需要増加、導入拡大	・エネファーム、ガスコージェネレーションシステムをはじめとした高効率機器の普及拡大
市場	非化石エネルギーへの転換 リスク：ガス販売量の減少、化石燃料の使用の制限・禁止が制度化 機会：非化石エネルギーの導入、活用	・e-メタンの導入・拡大 ・カーボンフリー電源導入および電力調達
	天然ガス需要の増加 リスク：LNG 調達コスト上昇 機会：国内外における LNG 取扱量の増加 レジリエンス強化、エネルギー分散化に資する天然ガスの普及拡大	・調達先の多様化 ・天然ガスの普及拡大
	エネルギー間競争の激化 リスク：お客さまの離脱やガス販売価格低下 機会：お客さま獲得やグループシェア拡大	・天然ガス、LP ガスの普及拡大 ・「このまち電気」のサービス供給エリア拡大・販売推進
評判	投資基準の変化（低・脱炭素事業重視） リスク：ガス関連事業における資金調達力減少 機会：再生可能エネルギー事業における資金調達力増加	・収益力、財務体質の一層の向上 ・IR 活動の実施（投資家への説明、情報公開）
急性	気象の激甚化 リスク：製造・供給設備への被害 設備修繕費の増加	・防災対策専門組織の設置 ・災害対応拠点（防災センタービル）の整備 ・設備の耐震化、被害軽減化の推進
慢性	気温上昇 リスク：エネルギー販売量（給湯・暖房需要）減少 機会：エネルギー販売量（空調）増加	・需要増加が見込まれる分野の拡大

※参照シナリオ：「NZE2050」（IEA WE02020）、2℃シナリオ「SDS」（IEA WE02020）、4℃シナリオ「STEPS」（IEA WE02020）、IPCC が選択する RCP シナリオ

※2℃シナリオにおける物理リスクとその影響は、4℃シナリオに比べて小さく推移する見通し

これらの気候変動のリスクと機会は、事業活動そのもののリスクや機会であるため、その他のリスクとともに中期経営計画に組み込まれています。

3. 【リスク管理】

当社グループは、リスク管理規程に基づき、各部門における業務上想定される各種リスクおよび気候関連リスクを適切に管理し、リスク管理統括部門においてリスクの一元的な管理を行っています。

経営に重要な影響を与える業務上および気候関連のリスクについては、年 7 回程度開催される中期経営計画委員会（委員長：代表取締役社長 社長執行役員）にて重要度や内容の過不足について議論しています。その中で、リスクの抽出・評価および対応策の策定を行い、経営会議（議長：代表取締役社長 社長執行役員）に年 2 回付議および取締役会（議長：代表取締役会長）に年 1 回付議、年 1 回報告しています。

また、ガス供給の安定性・安全性を阻害するような地震等（台風、洪水、高潮、津波、火災、停電時等を含む）の大規模な自然災害によるリスクに対しては、「設備対策」、「緊急対策」、「復旧対策」の3段階の対策に取り組んでいます。

一例としては、地震に強いガス管の導入による被害の軽減、二次災害防止のための遠隔操作によるブロック停止、移動式ガス発生設備による臨時供給体制の構築等を行っています。

特に、保安レベルや現場力の向上といった観点では、あらかじめ保安に関する規程を定め、毎年、大規模地震等を想定した訓練を実施しています。

4. 【指標と目標】

当社グループは、2020 年 10 月 30 日に「広島ガスグループ このまち思い SDGs 実行宣言～笑顔あふれる未来への Action～」を策定し、「広島ガスグループ 2030 年ビジョン」達成につながる事業活動と、国連で 2030 年までの目標として採択された SDGs を共通の目標として捉え、これまでの CSR 活動と世界的な潮流である ESG 経営・SDGs の取り組みを一本化して推進します。

また、2021 年 11 月に「2050 年カーボンニュートラルへの取り組み」を公表し、これまで展開してきた取り組みを一層加速させ、SDGs の達成、さらにその先の、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて挑戦していきます。

当社グループは、「2050 年カーボンニュートラルへの取り組み」において CO₂排出削減貢献量等の 2030 年度目標を公表しています。

「2050 年カーボンニュートラルへの取り組み」における 2030 年度目標

項目	2030 年度目標
CO ₂ 排出削減貢献量	30 万 t /年 (※1)
再生可能エネルギー電源取扱量	6 万 kW (※2)
広島ガス事業所・製造所における CO ₂ 排出量	2013 年度比 50%減 (※3)

(※1) 当社およびお客さま先における 2030 年度時点での CO₂排出削減貢献量(2021 年度～)

(※2) 太陽光、風力、バイオマス等固定価格買取 (FIT) 制度の適用電源を含む

(※3) CO₂排出削減貢献量 30 万 t /年に含む

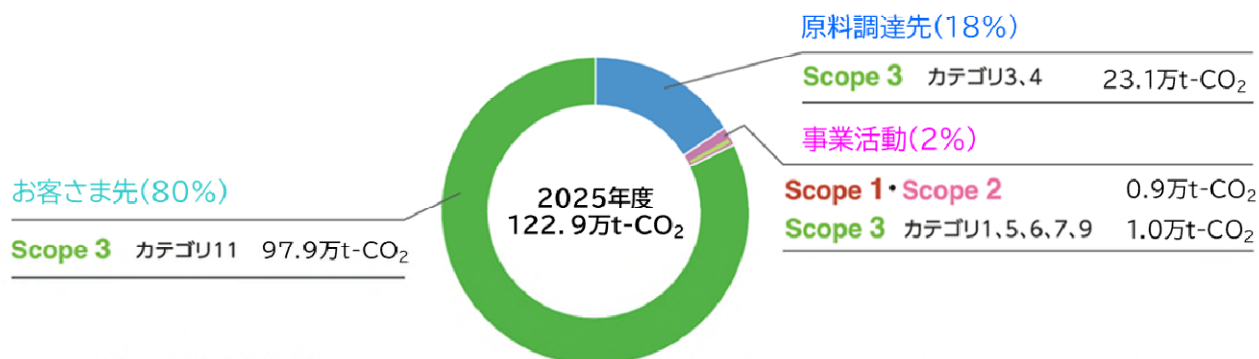
目標の進捗管理については、法規制、重要度を勘案して管理指標 (KPI) を設定し、目標に対する実績、管理指標は、サステナビリティ委員会、サステナビリティ推進者会議等で確認のうえ、統合報告書等において公表しています。

分類	2030 年度目標	目標値	2025 年度実績値	目標達成に向けた主な取り組み
A お客さま先での環境負荷の低減	(1) CO ₂ 排出削減貢献量	30 万 t/年	5.4 万 t (※1)	天然ガス、LP ガスシフトの推進 天然ガス、LP ガスの高度利用 e-メタンの導入 グリーン電力の小売 (エコプラン、このまち電気 (グリーン))
	(2) 再生可能エネルギー電源取扱量	6 万 kW	4.7 万 kW	バイオマス発電の普及拡大 太陽光発電の普及拡大 小水力発電の普及拡大
B 事業活動における環境負荷の低減	(3) 広島ガス事業所・製造所における CO ₂ 排出量	50%削減 (2013 年度比)	57%削減	熱融通事業 冷熱供給事業 コージェネレーションシステム グリーン電力の使用 森林保全の推進
	(4) 産業廃棄物 (製造部門) 最終処分量	1t 以下	0.1 t	産業廃棄物の再資源化
	(5) ポリエチレン管の有効活用率	100%	100%	ポリエチレン管廃材の再資源化
	(6) ガス導管工事の掘削土再資源化率	95%以上	100%	ガス導管工事における排出量削減と再資源化
C 地域環境保全への貢献	(7) 環境、社会貢献に関する啓発、PR 推進	着実な推進		地域環境団体・環境啓発事業への参画 地域清掃活動 環境イベントへの出展
	(8) SDGs 定着化への貢献	着実な定着		安定供給に資する技能訓練 障がい者福祉事業所販売会 リサイクル品回収による収益寄付 健康増進プロジェクト

(※1) 当社の CO₂排出削減貢献量を含む

また、サプライチェーンの CO₂排出量については、スコープ別に算出しており、「2050 年カーボンニュートラルへの取り組み」における 2030 年目標に織り込み、活動しています。

[2025 年度広島ガススコープ別温室効果ガス排出量]



※ Scope 3 カテゴリ(抜粋)

【カテゴリ1】購入した製品・サービス 【カテゴリ3】調達している燃料の上流工程(採掘・精製など) 【カテゴリ4】輸送・配送(上流)
【カテゴリ5】事業活動から出る廃棄物 【カテゴリ6】従業員の出張 【カテゴリ7】従業員の通勤 【カテゴリ9】輸送・配送(下流)
【カテゴリ11】使用者による製品の使用

◎Scope 1～3に関する当社の該当内容

	環境省資料	当社における主な該当内容	当社の合計
Scope 1	事業者自らによる温室効果ガスの直接排出 (燃料の燃焼、工業プロセス)	工場、事業所でのガス使用、自家発電での軽油 使用など	0.8万t-CO ₂
Scope 2	他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に 伴う間接排出	工場、事業所での電力使用、廿日市工場隣地から の熱供給など	0.1万t-CO ₂
Scope 3	Scope1、Scope2以外の間接排出 (事業者の活動に関連する他社の排出)	LNG採掘・液化・輸送時排出、お客さま先での ガス使用など	122.0万t-CO ₂

<補充原則 4-11-1 関連>

現時点において当社の各取締役が備える専門性と経験は以下のとおりです。

氏 名	性 別	企業経営	財務・会計	法務・ コンプライアンス	営業・ マーケティング	製造	供給	国際経験	I T・DX	環境・ 地域貢献	人事・労務
松 藤 研 介	男 性	○	○	○	○					○	
中 川 智 彦	男 性	○	○				○	○	○		
田 村 和 典	男 性	○			○	○	○		○		
沖 田 康 孝	男 性	○	○	○	○						○
吉 崎 直	男 性	○			○	○					
山 口 佳 明	男 性	○			○						○
尾 崎 浩 一	男 性	○			○			○			○
尾 崎 裕	男 性	○			○			○	○	○	
前 田 香 織	女 性	○							○	○	
仮 井 康 裕	男 性	○			○				○	○	○
部 谷 俊 雄	男 性	○	○		○					○	○
谷 本 光 博	男 性	○			○			○		○	○

※上記一覧表は、各取締役が有するすべての専門性と経験を表すものではありません。

※製造および供給のスキルについては、社外取締役は対象外としております。